

令和 8 年

監督処分庁： 静岡県

## 1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	新和電気工業株式会社	代表者氏名	中村 尚也
主たる営業所の所在地	静岡県田方郡函南町肥田326-2		
許可番号	なし	許可を受けている建設業の種類	なし

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和8年6月19日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同法第3条1項違反)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち、民間工事に係るもの ※「民間工事」とは、「国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事」以外の建設工事をいう。</p> <p>2 期間 令和8年7月3日から令和8年7月12日までの10日間</p>		
処分の原因となった事実	建設業法違反(無許可営業)		
	<p>新和電気工業株式会社は、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて、複数の請負契約を締結した。</p> <p>また、過去の許可通知書の写しを改ざんし、あたかも真正な許可通知書の写しに装い元請け業者に提出した他、架空の建設業許可番号を記載した見積書等を作成し提出していた。</p> <p>このことは、建設業法第3条第1項に違反し、第28条第3項に該当するものと認められる。</p>		
その他参考となる事項	同日付で指示処分も併せて実施		